住所　茨城県鹿島郡神栖町神栖3丁目4番1号
許志群　昭和37年3月1日生
郭麗弟　昭和44年7月15日生
許惠　平成11年1月4日生
住所　茨城県鹿島郡神栖町大字鰐川1番地154
郭麗群　昭和42年9月1日生
住所　京都府宇治市宇治塔川32番地
クリスチーナ・アキコ・オイケ　昭和36年8月22日生
住所　福岡県筑後市大字久富1808番地5
丁国珍　昭和33年2月12日生
住所　広島県安芸郡府中町八幡1丁目7番18号
李康暢　昭和30年2月1日生
鄭眞弓　昭和38年1月28日生
李宣浩　昭和61年1月18日生
李由貴　昭和63年6月21日生
住所　広島市佐伯区五日市駅前3丁目5番4号
曹昌秀　昭和43年9月22日生
住所　広島市安佐北区安佐町大字あさひが丘654番地3
朴俊二　昭和24年4月17日生
裵良順　昭和27年1月22日生
朴智子　昭和50年7月26日生
朴勝之　昭和52年2月13日生
住所　千葉県船橋市飯山満町3丁目1560番地2
王進　昭和44年1月3日生
住所　東京都足立区西保木間4丁目1番3—501号
劉軍　昭和38年3月5日生
湯麗萍　昭和38年5月16日生
劉若宇　平成3年10月21日生
住所　埼玉県朝霞市西原2丁目9番20号
金賢順　昭和31年12月29日生
住所　埼玉県川口市西川口1丁目35番19号
梁雪梅　昭和42年1月14日生
住所　神奈川県海老名市中新田117番地
厳銀龍　昭和24年3月21日生
孔穎鎬　昭和25年1月8日生
厳駿　昭和53年11月8日生
住所　神奈川県足柄上郡中井町遠藤136番地
ナルミ、ヒグシ　昭和43年4月8日生
住所　埼玉県北葛飾郡杉戸町杉戸4丁目15番1号
陸秀芳　昭和38年10月13日生
住所　神戸市垂水区塩屋町字大谷671番地287
李亨壹　昭和40年2月26日生
住所　横浜市中区山下町150番地
呉蘭桂　昭和22年10月16日生
呉政則　昭和53年7月1日生
呉史香　昭和54年10月5日生
住所　横浜市中区山下町162番地1
呉由香　昭和50年12月14日生

○大蔵省告示第三百十八号

国債の入札に参加することのできる者を平成十二年十一月二十一日以降に行われる国債の入札から変更したので、国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第五項の規定に基づき、国債入札に参加することのできる者を定めた件（平成十年四月大蔵省告示第百五十三号）の一部を次のように改正する。

平成十二年十一月二十一日

大蔵大臣　宮澤　喜一

第一号中「及びエイチ・アイ・エス協立証券株式会社」を「、エイチ・アイ・エス協立証券株式会社、バイエルン州立銀行東京支店及びＩＮＧベアリング証券会社東京支店」に改める。

第二号中「、協栄生命保険株式会社」を削る。

第三号中「、協栄生命保険株式会社」を削る。

○大蔵省告示第三百十九号

政府短期証券の入札に参加することのできる者を平成十二年十一月二十一日以降に行われる政府短期証券の入札から変更したので、政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第五項の規定に基づき、政府短期証券の入札に参加することのできる者を定めた件（平成十一年四月大蔵省告示第百七号）の一部を次のように改正する。

平成十二年十一月二十一日

大蔵大臣　宮澤　喜一

「、ユバフーアラブ・フランス連合銀行東京支店」の次に「、バイエルン州立銀行東京支店」を加え、「Ｊ・Ｐ・モルガン証券会社東京支店」の次に「、ＩＮＧベアリング証券会社東京支店」を加える。

○厚生省告示第三百五十八号

船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第三十四号）第七条ただし書の規定に基づき、船舶が厚生労働省の所管に属する場合の船舶法施行細則第七条ただし書の官庁又は公署の職員を次のように定め、平成十三年一月六日から適用し、昭和四十四年六月厚生省告示第二百八号（船舶に関する書類を提出する場合の厚生大臣を代理する職員を指定する件）は、平成十三年一月五日限り廃止する。

平成十二年十一月二十一日

厚生大臣　津島　雄二

船舶が厚生労働省の所管に属する場合の船舶法施行細則第七条ただし書の官庁又は公署の職員

検疫所長
国立療養所長

船舶が厚生労働省の所管に属する場合の船舶法施行細則第七条ただし書の官庁又は公署の職員は、次のとおりとする。

検疫所長
国立療養所長

○厚生省告示第三百五十九号

指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年二月厚生省告示第二十一号）の規定に基づき、厚生大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法（平成十二年二月厚生省告示第二十七号）の一部を次のように改正し、平成十三年一月一日から適用する。

平成十二年十一月二十一日

厚生大臣　津島　雄二

第七号イの表厚生大臣が定める入所者の数の基準欄中「やむを得ず」を「」に、「場合にあっては、入所定員の」を「ことが、やむを得ない場合にあっては入所定員の」に改め、「得た数」の下に「を、当該介護老人福祉施設に併設される指定短期入所生活介護事業所の施設を利用して介護福祉施設サービスを提供することにより、入所定員を超えることが、要介護被保険者の緊急その他の事情を勘案してやむを得ない場合にあっては入所定員の数に百分の百五を乗じて得た数」を加える。

○農林水産省告示第千四百二十八号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百二十条の十五第二項、第四項及び第五項、第百三十五条第五号、第百三十六条第六項並びに第百四十一条の六第五項の規定に基づき、平成十年一月二十一日農林水産省告示第百三十四号（畑作物基準共済掛金率等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成十二年十一月二十一日

農林水産大臣　谷　洋一

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を関係都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

附　則

1　この告示は、平成十三年産のばれいしょ、茶及び蚕繭から適用する。

2　平成十年十一月三十日農林水産省告示第千七百九十六号（蚕繭基準共済掛金率等を定める件）は、廃止する。

3　平成十二年以前の年産のばれいしょ、茶及び蚕繭については、なお従前の例による。

○通商産業省告示第六百七十八号

電気用品取締法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第十八条の規定に基づき、平成十二年十一月七日付けをもって次のように甲種電気用品の型式を認可したので、同法第四十四条第一号の規定に基づき告示する。

平成十二年十一月二十一日

通商産業大臣　平沼　赳夫

型式認可番号	氏名又は名称	住所	甲種電気用品名
第41—27425号	郡司工業株式会社	栃木県塩谷郡塩谷町大字田所1098—2	漏電しゃ断器
第41—27426号	日新電工株式会社	兵庫県尼崎市久々知3—24—1	〃
第41—27427号～第41—27428号	株式会社佃屋製作所	愛知県名古屋市瑞穂区浮島町12—24	マルチタップ
第41—27429号	三成工業所	愛知県尾張旭市大久手町一の曽1469—15	防水ソケット
第41—27430号	青山電機株式会社	愛知県瀬戸市效範町2—13	〃
第41—27431号	旭電機化成株式会社	大阪府大阪市東成区神路4—3—18	アダプター
第61—18256号	佐用池田電機株式会社	兵庫県佐用郡佐用町佐用2577—3	蛍光灯用安定器
第81—23689号	株式会社寺西電機製作所	愛知県西加茂郡三好町大字莇生字並木60	電気温きゅう器
第91—59216号～第91—59221号	株式会社川本製作所	愛知県名古屋市中区大須4—11—39	電気ポンプ
第91—59222号	三洋精機工業株式会社	大阪府東大阪市菱江366	電気井戸ポンプ